

[R7年度]		< 入札参加停止措置状況 >		
No	商号又は名称	参加停止期間	入札参加停止の理由(概要)	要綱該当
1	新明和工業(株)	令和7年5月26日から 令和7年7月25日まで	対象会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、価格や受注者を事前に決めていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
2	極東開発工業(株)	令和7年11月18日から 令和8年1月17日まで	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、極東開発工業(株)に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)